

令和2年5月22日

各小学校長あて

世田谷区教育委員会

教育長 渡 部 理 枝

自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与について

今回の学校臨時休業期間が長期化していることから、ICTなどを活用しての子どもの自宅学習の支援など、学習環境の整備を図ることとします。

そのため、スマートフォンなど、インターネットに接続することができる通信機器を保有していない家庭に、下記のとおりタブレット型情報端末等を貸与することとします。

つきましては、各校において、保護者への連絡、学校に提出された貸与申請書の取りまとめ、貸与物品の対象者への配布などを行っていただきたく、よろしくお願いいたします。

記

1 自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与の内容

(1) 対象者

世田谷区立小学校3年生又は4年生の児童がいる家庭で、家族や同居する者の利用する機器を含めて、スマートフォン、タブレット型情報端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していない家庭（注：「家族や同居する者が上記端末を保有しているものの、子どもの学習用としては保有していない」という場合は対象外）

※対象者の考え方

- ・該当学年の児童がいる家庭のうち、タブレット型情報端末等の端末環境・通信環境がない家庭にタブレット型情報端末と通信機器を区から無償で貸与する。
- ・今回確保できるタブレット型情報端末及び通信機器には限りがあるため、万が一、申請数が多数の場合は、上級学年から順次貸与する。

(2) 申請手続

次のいずれかの方法による貸与申請書の提出

- ① 児童が在籍する学校への貸与申請書の提出
- ② ファクシミリによる貸与申請書の提出（教育総務課へファックス）

(3) 申請期限

令和2年5月29日（金）必着

(4) 貸与物品

1 世帯に対して「タブレット型情報端末」及び「モバイル Wi-Fi ルーター」各 1 台の無償貸与

(5) 貸与予定期間

6月上旬から当分の間

2 各校にお願いする事務

(1) 保護者への連絡

保護者通知文・申込書を印刷し、上記 1 (1) の対象者となりうる小学校 3 年生・4 年生の児童の保護者全員へ、資料配布日等で配布してください。

併せて、各学校より小学校 3 年生・4 年生の保護者あてに緊急連絡メール等でも連絡してください。

(2) 学校に提出された貸与申請書の取りまとめ

上記 1 (2) に記載のとおり、「貸与申請書」の一部は学校に提出されますので、申請書を取りまとめ、その写しを、6 月 1 日 (月) 正午までに、教育総務部教育総務課教育情報化担当へファックスしてください。(送信先：03-5432-3028)

(3) 貸与物品の対象者への配布

教育委員会事務局で受け付けた貸与申請書の分も含め、学校ごとに集計した「貸与対象者一覧表」を教育総務課から学校に送付いたします。

この「貸与対象者一覧表」に基づき、別途学校あてに配送される「タブレット型情報端末」及び「モバイル Wi-Fi ルーター」を、該当家庭あてに配布してください。

年 月 日

世田谷区教育委員会あて

自宅学習用タブレット型情報端末等貸与申請書

以下の貸与を申請します。

- ・タブレット型情報端末（１台）の貸与及びモバイル Wi-Fi ルーター（１台）の貸与

申請者 (保護者)	氏名	フリガナ		
	住所	〒		
		電話		
	日中の 連絡先	電話番号	(自宅・携帯・勤務先)	
対象児童	対象者 との続 柄	1 父 2 母 3 その他 ()		
	児童 氏名	フリガナ		
	在籍校	世田谷区立	小学校	学年 3 年・4 年 (該当に○)
	備考(※)			

※1 世帯に対してタブレット型情報端末1 台、モバイル Wi-Fi ルーター1 台の無償貸与となります。
対象児童が複数となる場合は、備考欄に、他の対象児童の氏名、在籍校、学年をご記入ください。

事務処理欄（この欄には記入しないでください。）

処理メモ欄
受付番号